静岡県高等学校等奨学給付金(家計急変)

静岡県が、新型コロナウイルス感染症の影響による保護者の失業等により、家計が急変した高校生等への支援を行うものです。

※返済は不要ですが、偽りの申請等により給付を受けた場合は、給付金を返還することとなります。

※一人の高校生等に対し、年1回、原則通算3回(全日制)の給付を上限とします。

給付金を受けるための要件

令和2年7月1日現在で次の要件をすべて満たす方が、申請することにより、「静岡県高等学校等奨学給付金(家計急変への支援)」を受けることができます。ただし、7月1日以降に家計が急変した世帯に対しては、原則として申請のあった月の翌月(申請のあった日が月の初日である場合は、申請のあった月)の1日現在の状況により判断されます。

- 例) 家計急変が8月にあり、申請が9月2日の場合→10月1日現在の状況で判断
- ・生活保護世帯又は保護者等全員の収入が新型コロナウイルス感染拡大の影響により非課税世帯相当(※1)まで収入が激減したことで家計急変した者。
- ・保護者等が静岡県内に住所を有していること。
- ・高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者、高等学校等修学支援事業補助金 (学び直しへの支援) 対象者 (※2) の保護者等であること。(1~3年生)

※1 非課税世帯相当の目安

世帯構成を考慮し、家計急変発生後1年間の年間見込を推計し、以下により判断する。 保護者等の原則申請月を除く申請直近3か月分の平均収入月額×12 か月

世帯構成	年収見込	世帯構成	年収見込
控除対象配偶者でない	100 万円未満		
保護者等(0人)			
2人世帯(扶養人数1人)	204 万円未満	6人世帯(扶養人数5人)	372 万円未満
3人世帯(扶養人数2人)	222 万円未満	7人世帯(扶養人数6人)	422 万円未満
4人世帯(扶養人数3人)	272 万円未満	8人世帯(扶養人数7人)	472 万円未満
5人世帯(扶養人数4人)	322 万円未満	9人世帯(扶養人数8人)	522 万円未満

- ※2人世帯は保護者1人(寡婦又は寡夫)と学生の世帯である。
- ※保護者等の一方が控除対象配偶者でない場合は、それぞれが上記表の扶養人数に対する年間収入見込額未満であること。

- ※新型コロナウイルス感染症の影響に起因しない離職(定年退職など)は家計急変の対象 とはならない。
- ※収入見込額には退職金、失業手当は含めない。
- ※2 高等学校等に在学した期間(月の初日に在学した月を1月として計算)が通算して36月を超える者は、対象外。ただし、高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)対象者については対象。留年等により36月を超え、就学支援金の受給資格がない学生は対象外。

給付額

区分	課程		支給対象経費	支給額 (年額)
生活保護受給世帯	全日制			32,300円
市町村民税非課税世帯相当	第1子	全日制	授業料以外の教育に必	84,000円
	第2子 以降の子	全日制	要な経費	129,700円
	オンライン学習に係る通信費相当額 (上記金額に追加給付)		10,000円	

※下記提出期限令和2年7月15日(水)までの申請(6月までの家計急変)は年額、7月16日(木)以降の申請は、静岡県に申請した月の翌月以降の月数に応じて算定した額が給付される。

申請方法・提出期限

給付を受けるための要件に該当される方は、以下「提出書類」を期日までに提出してください。

6月までの家計急変:令和2年7月1日(水)から7月15日(水)

7 月以降の家計急変: 家計急変月の翌月 20 日まで (例:7 月の家計急変の場合→令和 2 年 8 月 20 日まで)

※家計急変月とは、直近3か月の最終月です。
(例:8月申請の場合→直近3か月は7・6・5月であるため家計急変月は7月)

提出書類

①高校生等奨学給付金受給申請書(様式1)

※対象となる高校生等が2人以上いる場合は、学生1人ごとに申請書が必要です。

- ②扶養誓約書(様式1-2)(該当者のみ)
- ③新型コロナウイルス感染症拡大の影響により家計が急変した旨の申立書(様式1-3)
- ④生業扶助(高等学校就学費)受給証明書(様式2)又は、生業扶助の受給状況がわかる証明書明書 (例:生業扶助受給証明書、扶助費目の記載がある生活保護証明書等)(該当者のみ)
- ⑤以下のいずれかの家計急変事由確認書類(保護者等の一方が控除対象配偶者でない場合は2人分)(④の書類の提出がある場合は、⑤の提出は不要)
 - ・保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類

離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書、破産宣告通知書、廃業等届出等 ・家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類

<u>急変前</u> 課税証明書等(課税証明書・非課税証明書・特別徴収税額通知書・納税通知書等)(6月まで令和元年度、7月から令和2年度のもの)

ただし、住民税賦課期日(1月1日)に日本国内に在住しておらず、課税証明書等が提出できない場合は、その事実を証明する書類(会社等による証明・辞令等)

急変後 給与所得者 : 会社作成の給与証明書、直近3か月分の給与明細 個人事業者等: 税理士又は公認会計士が作成した証明書類、直近3か月分 の売上台帳や総勘定元帳等収入金額及び売上原価が分かる書類

※直近3か月分とは、原則、申請月を除く直近3か月分です。また、直近3か月の最終月を 家計急変月とする。(例:7月申請の場合、6・5・4月分の給与明細等で判断)

⑥世帯確認書類(保護者等の扶養親族の人数及び15歳以上(中学生を除く。)23歳未満の扶養者の確認)

扶養親族分の健康保険証の写し(※ただし、国民健康保険証の写しによる場合は、申請者からの扶養誓約書(様式1-2)を併せて提出)、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書

※上記④の書類について、就学支援金の給付手続きにおいて既に本校に提出されている 方の分は、当該書類をコピーして使用させていただきますので再提出は不要です。

⑦オンライン学習の通信費に係る誓約書 (様式 6) (生業扶助が措置されている世帯は対象 外) 申請書類の提出後、<u>静岡県教育委員会事務局で審査を行います。</u>審査結果は、保護者等のご自宅にお送りします。

留意事項

- (1) 申請者が父母(生計維持者)であるが、祖父等の健康保険に加入しているなど申請者と健康保険証の扶養者が異なる場合、第2子であっても第1子として認定されます。ただし、特別な事情等がある場合に、その事由を確認するための申立書(様式1-2)を提出してください。
- (2) 保護者等が税の申告を行っていないため市町村民税所得割額が確認できない場合は、所得確認ができないため対象外となります。

様式

様式1-1 · 静岡県高等学校等奨学給付金受給申請書

別紙

様式1-2 ・扶養誓約書

様式1-3 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により家計が急変した旨の申

立書

• 記入例

様式2 ・生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書

様式6 ・オンライン学習の通信費に係る誓約書